

「共用型指定認知症対応型通所介護」重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている共用型指定認知症対応型通所介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、福山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 9 月 28 日条例第 47 号）の規定に基づき、認知症対応型通所介護サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 共用型指定認知症対応型通所介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 QOL サービス
代表者氏名	代表取締役 妹尾 弘幸
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	広島県福山市春日浦上 1205 番地 TEL (084) 948-0439 FAX (084) 948-0435
法人設立年月日	平成 10 年 4 月 21 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称		多機能地域ケアホームありがとうグループホーム 共用型指定認知症対応型通所介護
介護保険指定 事業者番号		福山市指定 3471503221
事業所所在地		広島県福山市春日町浦上 1205 番地
連絡先 相談担当者名		TEL (084) 948-6638 FAX (084) 959-6660 携帯電話 090-8063-7065（休日、時間外） 管理者／田丸 順子（たまる じゅんこ）
事業所の通常の 事業の実施地域		福山市東部日常生活圏域を地域とする。
利用定員		6 名（ユニットⅠ・Ⅱ 3 名ずつ）
第三者評価	実施の有無	有り
	直近の実施年月日	2023 年 3 月 16 日
	評価機関の名称	運営推進会議
	評価結果の開示状況	・ ホームページにて掲載 ・ 施設内にて自由閲覧

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社 QOL サービスが開設する共用型指定認知症対応型通所介護 多機能地域ケアホームありがとうグループホーム（以下「事業所」という。）が行う共用型指定認知症対応型通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員（以下「通所介護従業者」という。）が、居宅において要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な共用型指定認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。
運営の方針	共用型指定認知症対応型通所介護の提供にあたっては、事業所の従業者は、認知症利用者の心身の特性・居宅での生活状況等を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、活動、参加を促し、生活機能の維持・向上に努め、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。 事業の実施に当たっては、関係市町、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス及び地域住民等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとする。（祝日も営業）
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 6 時 00 分までとする
休業日	日曜日、8 月 13 日～8 月 15 日、12 月 30 日～1 月 3 日

(4) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日から土曜日までとする。（祝日も営業）
サービス提供時間	午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分までとする
延長時間	あり (必要な場合、午前 7 時～午前 9 時、午後 6 時～午後 9 時までとする)

(5) 事業所の従業者の体制

管理者	田丸 順子（たまる じゅんこ）
-----	-----------------

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1 名

介護職員	共用型指定認知症対応型通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。	2名以上
------	---	------

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
共用型指定認知症対応型通所介護計画の作成		1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた共用型指定認知症対応型通所介護計画を作成します。 2 作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 内容について利用者の同意を得たときは、利用者に交付します。 4 それぞれの利用者について、共用型指定認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。また、自宅での入浴環境等を確認し、自立のための入浴介助を計画的に行います。
	排泄介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排泄、更衣などの日常生活動作に通じた訓練や役割作りや社会参加の維持・向上につながる訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

特別なサービス(利用者に対するアセスメントの結果、必要と認められる場合に提供します)	入浴介助加算 (Ⅰ)	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行います。(入浴中のご利用者の自立生活を支援するための見守りの援助、ご利用者の自立生活を支援する上で最適と考えられる入浴手法(部分浴、シャワー浴、清拭を含む)を含むものも該当します。
	入浴介助加算 (Ⅱ)	上記(Ⅰ)の条件に加えて、居宅を訪問し浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価(居宅に浴室がない場合は事業所の入浴設備を利用して評価することを含む)し、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行います。 また、ご利用者の身体の状況や訪問により把握した当該利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行います。
	科学的介護推進体制加算	質の高いサービスを実施する体制を構築するため、各サービスで得られた数値、情報を厚生労働省に提出し、フィードバックされた情報を活用してサービスの質の向上を図ります。
	口腔・栄養スクリーニング加算	6ヶ月ごとに利用者の口腔や栄養状態について確認を行い、その情報を介護支援専門員等と共有します。

(2)共用型指定認知症対応型通所介護従業者の禁止行為

従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為(ただし、看護師が行う診療の補助行為を除く。)
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3)提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

■共用型認知症対応型通所介護費

所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合

※心身の状況から長時間のサービス利用が困難である場合、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結び付けていくなど、ご利用者側のやむを得ない事情がある場合に限る

	利用料	ご利用者負担額【1 割】	ご利用者負担額【2 割】	ご利用者負担額【3 割】
要介護 1	1,750 円/日	175 円/日	350 円/日	525 円/日
要介護 2	1,820 円/日	182 円/日	364 円/日	546 円/日
要介護 3	1,880 円/日	188 円/日	376 円/日	564 円/日
要介護 4	1,940 円/日	194 円/日	388 円/日	582 円/日
要介護 5	2,000 円/日	200 円/日	400 円/日	600 円/日

所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

	利用料	ご利用者負担額【1 割】	ご利用者負担額【2 割】	ご利用者負担額【3 割】
要介護 1	2,660 円/日	266 円/日	532 円/日	798 円/日
要介護 2	2,760 円/日	276 円/日	552 円/日	828 円/日
要介護 3	2,850 円/日	285 円/日	570 円/日	855 円/日
要介護 4	2,940 円/日	294 円/日	588 円/日	882 円/日
要介護 5	3,040 円/日	304 円/日	608 円/日	912 円/日

所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合

	利用料	ご利用者負担額【1 割】	ご利用者負担額【2 割】	ご利用者負担額【3 割】
要介護 1	2,780 円/日	278 円/日	556 円/日	834 円/日
要介護 2	2,890 円/日	289 円/日	578 円/日	867 円/日
要介護 3	2,990 円/日	299 円/日	598 円/日	897 円/日
要介護 4	3,080 円/日	308 円/日	616 円/日	924 円/日
要介護 5	3,180 円/日	318 円/日	636 円/日	954 円/日

所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合

	利用料	ご利用者負担額【1 割】	ご利用者負担額【2 割】	ご利用者負担額【3 割】
要介護 1	4,440 円/日	444 円/日	888 円/日	1,332 円/日
要介護 2	4,590 円/日	459 円/日	918 円/日	1,377 円/日
要介護 3	4,760 円/日	476 円/日	952 円/日	1,428 円/日
要介護 4	4,920 円/日	492 円/日	984 円/日	1,476 円/日
要介護 5	5,090 円/日	509 円/日	1,018 円/日	1,527 円/日

所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合

	利用料	ご利用者負担額【1 割】	ご利用者負担額【2 割】	ご利用者負担額【3 割】
要介護 1	4,560 円/日	456 円/日	912 円/日	1,368 円/日
要介護 2	4,710 円/日	471 円/日	942 円/日	1,413 円/日
要介護 3	4,880 円/日	488 円/日	976 円/日	1,464 円/日
要介護 4	5,050 円/日	505 円/日	1,010 円/日	1,515 円/日
要介護 5	5,210 円/日	521 円/日	1,042 円/日	1,563 円/日

所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合

	利用料	ご利用者負担額【1 割】	ご利用者負担額【2 割】	ご利用者負担額【3 割】
要介護 1	5,220 円/日	522 円/日	1,044 円/日	1,566 円/日
要介護 2	5,410 円/日	541 円/日	1,082 円/日	1,623 円/日
要介護 3	5,590 円/日	559 円/日	1,118 円/日	1,677 円/日
要介護 4	5,770 円/日	577 円/日	1,154 円/日	1,731 円/日
要介護 5	5,970 円/日	597 円/日	1,194 円/日	1,791 円/日

所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合

	利用料	ご利用者負担額【1 割】	ご利用者負担額【2 割】	ご利用者負担額【3 割】
要介護 1	5,390 円/日	539 円/日	1,078 円/日	1,617 円/日
要介護 2	5,580 円/日	558 円/日	1,116 円/日	1,674 円/日
要介護 3	5,770 円/日	577 円/日	1,154 円/日	1,731 円/日
要介護 4	5,960 円/日	596 円/日	1,192 円/日	1,788 円/日
要介護 5	6,170 円/日	617 円/日	1,234 円/日	1,851 円/日

■ 延 長 加 算

要介護度による区分なし	延 長 時 間	利用料	ご利用者負担額【1 割】	ご利用者負担額【2 割】	ご利用者負担額【3 割】	算定回数
	9 時間以上 10 時間未満	500 円	50 円	100 円	150 円	延長サービスを利用された回数
	10 時間以上 11 時間未満	1,000 円	100 円	200 円	300 円	延長サービスを利用された回数
	11 時間以上 12 時間未満	1,500 円	150 円	300 円	450 円	延長サービスを利用された回数
	12 時間以上 13 時間未満	2,000 円	200 円	400 円	600 円	延長サービスを利用された回数
	13 時間以上 14 時間未満	2,500 円	250 円	500 円	750 円	延長サービスを利用された回数

■加算について

要介護度による区分なし	加 算	利用料	ご利用者 負担額 【1割】	ご利用者 負担額 【2割】	ご利用者 負担額 【3割】	算定回数
	入浴介助加算(Ⅰ)	400 円	40 円	80 円	120 円	1 回につき
	入浴介助加算(Ⅱ)	550 円	55 円	110 円	165 円	1 回につき
	生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	1,000 円	100 円	200 円	300 円	3 ヶ月に 1 回
	生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	2,000 円	200 円	400 円	600 円	月に 1 回
	個別機能訓練加算 (Ⅰ)	270 円	27 円	54 円	81 円	1 回につき
	個別機能訓練加算 (Ⅱ)	200 円	20 円	40 円	60 円	月に 1 回
	ADL 維持等加算 (Ⅰ)	300 円	30 円	60 円	90 円	月に 1 回
	ADL 維持等加算 (Ⅱ)	600 円	60 円	120 円	180 円	月に 1 回
	若年性認知症利用者受入加算	600 円	60 円	120 円	180 円	1 回につき
	栄養アセスメント加算	500 円	50 円	100 円	150 円	月に 1 回
	栄養改善加算	2,000 円	200 円	400 円	600 円	1 回につき ※月に 2 回を限度
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	200 円	20 円	40 円	60 円	6 ヶ月に 1 回
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	50 円	5 円	10 円	15 円	6 ヶ月に 1 回
	口腔機能向上加算 (Ⅰ)	1,500 円	150 円	300 円	450 円	1 回につき ※月に 2 回を限度
	口腔機能向上加算 (Ⅱ)	1,600 円	160 円	320 円	480 円	1 回につき ※月に 2 回を限度
	科学的介護推進体制加算	400 円	40 円	80 円	120 円	月に 1 回
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	220 円	22 円	44 円	66 円	1 回につき
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	180 円	18 円	36 円	54 円	1 回につき

	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	60 円	6 円	12 円	18 円	1 回につき
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位（基本サービス費に各種加算を加えた 1 か月あたりの総単位数）に 18.1%を乗じた単位数				
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位（基本サービス費に各種加算を加えた 1 か月あたりの総単位数）に 17.4%を乗じた単位数				
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位（基本サービス費に各種加算を加えた 1 か月あたりの総単位数）に 15.0%を乗じた単位数				
	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位（基本サービス費に各種加算を加えた 1 か月あたりの総単位数）に 12.2%を乗じた単位数				

※送迎料金は、サービス利用料金に含まれます。ただし、ご利用者本人が自ら通う場合や家族が送迎を行い、事業所が送迎を実施していない場合は片道 47 円を減算します（負担額により金額が変わります）。

※サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び共用型認知症対応型通所介護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとしますが、利用者の希望又は心身の状況等により、サービス提供日における計画時間数を短縮する場合は、その日に係る通所介護計画を変更し、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。なお引き続き、計画時間数とサービス提供時間数が異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに共用型認知症対応型通所介護計画の見直しを行ないます。

※介護保険制度改正及び介護報酬改定により介護保険の給付額や負担率に変更された場合、変更内容に伴い、サービス利用料金も変更になる場合があることをあらかじめご了承ください。

（利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）

上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

4 その他の費用について

食 費	昼食 1 食あたり 670 円（※おやつ代含む） （食事量が顕著に少ない方や特別食の方等は、その都度こちらで料金を設定させていただきます）
	朝食 1 食あたり 510 円、夕食 1 食あたり 690 円
おむつ代	実費相当額（料金は別紙参照）
日常生活費	実費相当額（内訳：教養娯楽にかかる材料費・マスク等）

複写物交付に係る費用	サービス実施記録等の複写物の交付については、コピー代として1枚につき10円を請求いたします。
------------	--

食費キャンセル料	サービスの利用を中止される場合、ご連絡をいただいた時間により、下記のとおりキャンセル料（食費に該当する金額）を請求させていただきます。	
	利用日前日の午後6時まで	キャンセル料（食費に該当する金額）は不要です
	利用日前日の午後6時から 利用日当日の午前9時まで	キャンセル料として食材料費の一部 220円を請求いたします
	利用日当日の午前9時までに ご連絡なくサービスを中止された場合	キャンセル料として食費600円を請求いたします

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

①利用料、利用者負担額 （介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用月の翌月15日前後に利用者あてにお届け（郵送）します。
②利用料、利用者負担額 （介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の27日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （1）利用者指定口座からの自動振替 （2）現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの催告から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービス提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必

要な援助を行うものとしします。

- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「共用型指定認知症対応型通所介護計画」を作成します。なお、作成した「共用型指定認知症対応型通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「共用型指定認知症対応型通所介護計画」に基づいて行います。なお、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとしします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としします。
②個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

8 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連

絡します。

医療機関 (かかりつけ医)	(名称)	(主治医)
	(所在地)	
	(電話番号)	
医療機関 (緊急時)	(名称)	(主治医)
	(所在地)	
	(電話番号)	
家族連絡先	(氏名)	(続柄)
	(住所)	
	(自宅電話番号)	
	(勤務先及び携帯番号)	

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する共用型指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、当事業所の事故対応マニュアルに沿い、市町、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する共用型指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損保
保 険 名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
保障概要	賠償損害…対人・対物事故、人格権侵害、経済的侵害、管理財物 費用損害…事故対応費用、対人見舞い費用等 注：全ての事故に対応するものではありません

10 虐待防止のための措置

共用型認知症対応型通所介護の提供に当たり、虐待の発生またはその再発を防止するため、担当者を決め、対策を検討する委員会を定期的に開催します。また、虐待防止のための指針を整備し、従業者に対して定期的な研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	管理者：田丸 順子
-------------	-----------

11 生活状況・心身の状況の把握

共用型指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の居宅での生活状況・心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

12 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 共用型指定認知症対応型通所介護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健・医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「共用型指定認知症対応型通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

13 地域との連携等

- ① 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等と連携及び協力を行う等地域との交流に努める。
- ② 共用型指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、その家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という）を設置し、おおむね6ヶ月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- ③ 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

14 サービス提供の記録

- ① 共用型指定認知症対応型通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は契約終了の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者	防火管理者：相田 倖希
-------------	-------------

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。訓練の際は、地域住民等との連携に努めます。

避難訓練実施時期	毎年2回（6月・11月）
----------	--------------

16 感染予防及び感染症発生時の対応・衛生管理等

- ① 共用型指定認知症対応型通所介護の用に供する事業所、食器その他の設備又は飲用に提供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう感染症の予防及びまん延を防止するための指針を整備し、対策を検討する委員会を概ね6ヶ月に1回以上開催し、その結果を従業者に周知し、従業者に対して定期的な研修及び訓練を実施します。また、感染症や災害等が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の作成、年1回以上の研修、訓練を実施します。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

17 ハラスメント対策について

共用型認知症対応型通所介護の提供に当たっては、適切な共用型認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより共用型認知症対応型通所介護従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

18 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する共用型認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19 身体拘束の禁止

事業所は、共用型認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わないものとする。

事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録する事とする。

20 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した共用型指定認知症対応型通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応します。

(2)苦情申立の窓口

当事業所は苦情受付窓口を設置しており利用者・家族からの苦情に迅速、適切に対応します。
又、本事業所への苦情やご意見は行政やその他苦情受付機関に相談することもできます。

※当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

苦情受付窓口	管理者： 田丸 順子
受 付 時 間	月曜日～土曜日 午前 9 時 00 分～午後 6 時 00 分
電 話 番 号	084－948－6638

※行政機関その他苦情受付機関

福山市役所 介護保険課	所 在 地 広島県福山市東桜町 3 番 5 号 電話番号 084-928-1166 受付時間 8：30～17：15
広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護第二係	所 在 地 広島市中区東白島町 19 番 49 号 国保会館 電話番号 082-554-0783 受付時間 8：30～17：15（土・日・祝日は除く）

※この重要事項説明書は、福山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等と定める条例（平成 24 年 9 月 28 日条例第 47 号）の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

利用者及び家族・代理人に対して、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

年 月 日

事業所名

説 明 者 _____ 印

私は本書面により、事業所から共用型認知症対応型通所介護について説明を受け、同意しました。

年 月 日

<ご利用者>

住所

氏 名 _____ 印

<ご家族または代理人>

住所

氏 名 _____ 印

多機能地域ケアホーム ありがとうグループホーム

(共用型指定認知症対応型通所介護) 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 QOL サービスが開設する多機能地域ケアホームありがとうグループホーム（以下「事業所」という。）が行う共用型指定認知症対応型通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態等の利用者に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の提供にあたっては、事業所の従業者は、**認知症**利用者の心身の特性・居宅での生活状況等を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、心身機能・生活機能の維持・向上を目指し、**認知症**利用者の社会的孤立感の解消及び利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、地域の保険・医療・福祉サービス及び地域住民等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- ①名 称 多機能地域ケアホーム ありがとうグループホーム
 - ②所在地 広島県福山市春日町浦上 1205 番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。
- ①管理者 1 名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - ②介護職員 2 名以上
介護職員は、サービスの提供に当たり、利用者の心身の状態等を的確に把握し、適切な介助を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- ① 営 業 日 月曜日から土曜日までとする。
 - ② 営 業 時 間 午前 8 時 3 0 分から午後 6 時 0 0 分までとする。
 - ③ サービス提供時間 午前 9 時 0 0 分から午後 4 時 3 0 分までとする。
(延長サービスを行う時間：5 時間)
 - ④ 休 業 日 日曜日、年末年始、お盆

（共用型指定認知症対応型通所介護の利用定員）

第6条 利用定員は6名（ユニットⅠ・Ⅱ 各3名）

（共用型指定認知症対応型通所介護の内容）

第7条 共用型指定認知症対応型通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- ①送迎
- ②健康チェック
- ③日常生活動作の機能訓練
- ④食事の提供
- ⑤入浴
- ⑥アクティビティ活動 等

（利用料その他の費用の額）

第8条 共用型指定認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料金は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。当該共用型指定認知症対応型通所介護が法定代理受理事務サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- ① 食費の提供に要する費用については、実費相当額を徴収する。
- ② おむつ代については、実費相当額を徴収する。
- ③ その他、利用者が負担することが適当と認められるその他の日常生活費（教養娯楽にかかる材料費等）については実費相当額を徴収する。
- ④ サービス実施記録等の複写物の交付については、利用者から申し出があった場合、コピー代として1枚につき実費を徴収する。
- ⑤ 前4項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けるものとする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他、緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、家族等の緊急連絡先に連絡するとともに、必要に応じて救急車両の要請等の措置を講じる。

（虐待防止のための措置に関する事項）

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じる

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村

に通報するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 事業所の通常の実施地域は、福山市（引野町、幕山台、大谷台、坪生町、春日台、蔵王町、南蔵王町、大門町、日吉台、伊勢丘、春日町、青葉台、能島、東陽台、春日池、平成台）とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に備えて防火管理についての責任者を定め、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、年に2回避難・救出等その他必要な訓練を行う。また、訓練の際は地域住民等との連携に努めるものとする。

(地域との連携等)

第14条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めるものとする。

- 2 共用型指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、共用型指定認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(衛生管理等)

第15条 利用者の使用する施設、食器その他の整備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(苦情処理)

第16条 共用型指定認知症対応型通所介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対

応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した共用型指定認知症対応型通所介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した共用型指定認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報保護）

- 第17条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（業務計画）

- 第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する共用型指定認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動などとの連携及び協力を行うなど、地域との交流に努めるものとする。

（身体拘束）

- 第19条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その状態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（その他運営についての留意事項）

- 第20条 事業所は、すべての従業者（介護福祉士、介護支援専門員等の有資格者等を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。また、事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備するものとする。
- ① 採用時研修 採用後6ヶ月以内
 - ② 継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、共用型指定認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、相当な範囲を越えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、共用型指定認知症対応型通所介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規定に関する事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社QOLサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めてるものとする。

附則 この規程は平成28年6月1日から施行する。

平成30年1月1日に改変し施行する。

平成30年4月1日に改変し施行する。

平成30年7月1日に改変し施行する。

平成30年8月1日に改変し施行する。

令和元年10月1日に改変し施行する。

令和3年4月5日に改変し施行する。

令和4年5月10日に改変し施行する。

令和6年4月1日に改変し施行する。

多機能地域ケアホームありがとうグループホーム

指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕

運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社 QOL サービスが設置する多機能地域ケアホームありがとうグループホーム（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助するものである。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身状況を踏まえて、妥当適切にサービスを提供する。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、事業を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規程する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報提供を行う。
- 8 前7項のほか、「福山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年条例第47号）、「福山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準等を定める条例」（平成24年条例第52号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 事業の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 多機能地域ケアホームありがとう グループホーム
- (2) 所在地 広島県福山市春日町浦上 1205

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）
管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。
- (2) 計画作成担当者 2名
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。
- (3) 介護従業者 17名以上
介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。
- (4) 勤務体制 日中と夜間の時間帯

(指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、18名とする。

- 内訳 1ユニット 9名
- 2ユニット 9名

(指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の内容)

第7条 事業所で行う指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排せつ、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

(短期利用認知症対応型共同生活介護)

第8条

- 1 事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕（以下「短期利用認知症対応型共同生活介護」という。）を提供する。

- 2 短期利用認知症対応型共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。
- 3 短期利用認知症対応型共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用認知症対応型共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用認知症対応型共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(介護計画の作成)

- 第9条 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護等の活用や地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を作成する。
- 2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。
 - 3 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を利用者に交付するものとする。
 - 4 認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(利用料等)

- 第10条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）によるものとする。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第128号）によるものとする。

- 3 家賃については、月額37,800円を徴収する。

4 敷金については、入居時に 75,600 円を預かる。

なお、敷金については、利用者の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損があった場合は、復旧する際の原状回復費用を差し引いて、退居時に残額を返還する。

また、未払い家賃がある場合は、敷金から差し引いて家賃に充当することがある。

なお、短期利用認知症対応型共同生活介護については、敷金を不要とする

5 食事の提供に要する費用については、次の額を徴収する。

朝食 510 円 昼食 670 円 夕食 690 円

6 共益費については、月額 44,500 円を徴収する。

7 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの（おむつ代、理美容代、医療費）の実費について徴収する。

8 月の途中における入退居について日割り計算とする。

9 3 週間の予告期間がなく退去する場合、告知より 3 週間分の家賃、共益費、日用品費を徴収する。

10 入院の場合、1 ヶ月までは、家賃、共益費、日用品費を徴収する。1 ヶ月を超える場合は、退去とさせていただきます。1 ヶ月を超えて入居継続を希望の場合は、介護保険料実費負担分 10 割、家賃、共益費を徴収する。

11 前 10 項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

12 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

13 費用を変更する場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

14 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。

（入退居に当たっての留意事項）

第 11 条 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の対象者は要介護者〔要支援者〕であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- （1）認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
- （2）認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
- （3）認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者

2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。

3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

- 4 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。
- 5 短期利用の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する介護支援専門員と連携を図ることとする。

(衛生管理等)

- 第12条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

- 第13条 従業者は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
 - 4 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第14条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(協力医療機関等)

- 第15条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

- 2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。
一 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
二 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。
- 4 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症を言う。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
- 5 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。
- 6 事業所は利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。
- 7 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくように努めるものとする。
- 8 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

（苦情処理）

- 第16条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

- 第17条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目

的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第19条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(地域との連携など)

第20条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

- 第22条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第23条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 5 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
 - 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 QOL サービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

寸則

この規定は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 18 年 11 月 1 日から一部改正する。

この規定は、平成 22 年 8 月 1 日から一部改正する。

この規定は、平成 23 年 7 月 1 日から一部改正する。

この規定は、平成 23 年 11 月 1 日から一部改正する。

この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から一部改正する。

この規定は、平成 25 年 5 月 1 日から一部改正する。

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から一部改正する。

この規定は、平成 30 年 8 月 1 日から一部改正する。

この規定は、令和元年 10 月 1 日から一部改正する。

この規定は、令和 3 年 4 月 5 日から一部改正する。

この規定は、令和 3 年 12 月 1 日から一部改正する。

この規定は、令和 4 年 2 月 1 日から一部改正する。

この規定は、令和 5 年 1 月 1 日から一部改正する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から一部改正する。

この規定は、令和 6 年 8 月 1 日から一部改正する。